

基準11 介護老人保健施設

^{*1} 介護老人保健施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請地は、病院に隣接・近接しているものであること。
- (2) 当該介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みであること。

※1 介護老人保健施設とは、介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。